

ベンチャー企業首都圏商談会出展支援事業実施要領

1. 事業の目的

少子高齢化の進展に伴う国内需要縮小の中で、本県地域経済の持続的発展を図るためには、県内雇用の約 8 割を担う中小・小規模事業者(以下「事業者」という。)の成長・発展が必要であり、そのためには事業者の収益向上が必要不可欠です。

本事業は、事業者の従業員の賃金上昇や家計所得の増大等の処遇改善を目的とし、処遇改善の原資とするため、販売力強化に意欲的な中小・小規模事業者の販路開拓・取引拡大の取り組みを支援し、収益向上を図るものです。

2. 事業実施期間

平成 26 年 6 月 30 日から平成 26 年 12 月 31 日

3. 事業の内容

本事業は、福岡県から委託を受けた福岡県商工会連合会とフクオカベンチャーマーケット(以下「FVM」という。)協会が協力して実施するもので、従業員の処遇改善を宣言する事業者(以下「取組事業者」という。)が行う展示商談会への出展による販路開拓・取引拡大の取り組みを支援します。

また、FVM協会のコーディネーター等が取組事業者の取り組みを一体となって支援することを前提として、具体的には以下の事業を実施します。

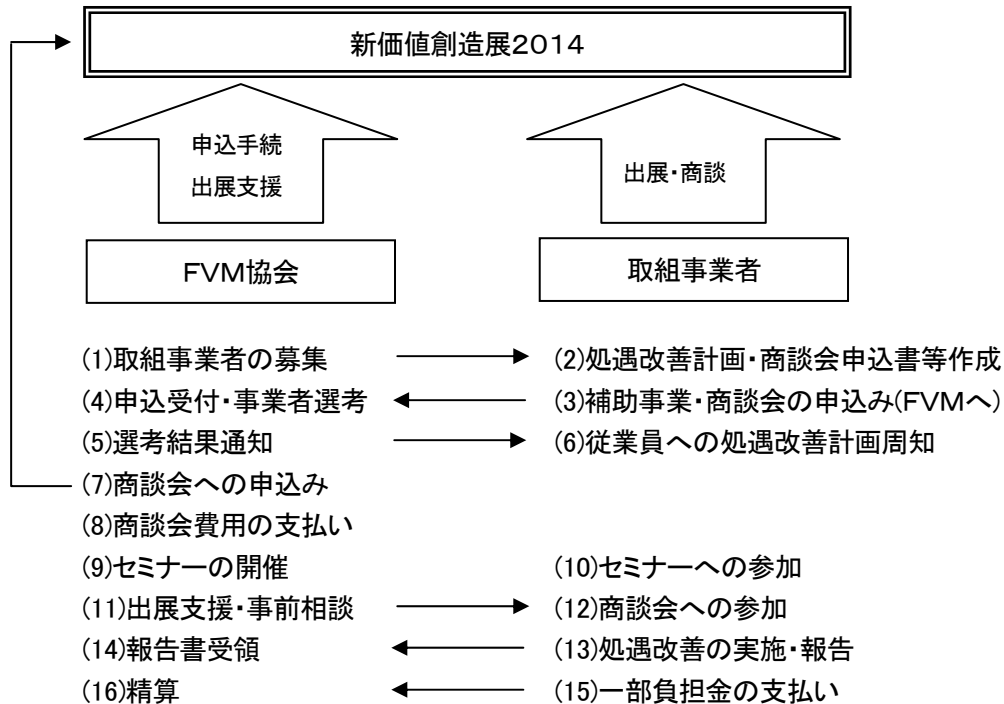
(1) 事前セミナー開催

- 取組事業者を対象として、出展にあたっての留意点、取り組みのポイント(商談のしかた、ブース装飾、パッケージづくりなど)、販路開拓の考え方などをテーマとしたセミナーを開催します。
- 全体セミナー(1回)、合同出展のための事前セミナー(2~3回)の開催を予定しています。

(2) 新価値創造展 2014(第 10 回中小企業総合展東京 2014)への合同出展支援

- 東京で開催される新価値創造展 2014 にFVM協会が集合ブースを準備し、出展者(10社程度)を募集します。
- 主催者との調整、ブース装飾、広報用のパンフレット作成等はFVM協会が担当しますので、取組事業者はそのブース内での展示や商品管理、運搬手配などを行ってまいります。
- 取組事業者個々の支援については、可能な限りFVM協会コーディネーター等が随行して行いきます。
- 出展にかかる費用のうち、出展料、装飾費・会場運営費(全体ブースにかかる分)、全体パンフレット作成費はFVM協会が負担します。
- 商品や機材の運搬費については、一定の基準に基づく上限額までを事務局にて負担しますが、一定の金額を超える部分は取組事業者の負担となります。
- 取組事業者の人件費・旅費(セミナー含む)については、全額事業者負担となります。

4. 事業のスキーム



5. 取組事業者の応募条件

(1) 次の全ての要件を満たす者が対象となります。

- ① FVMでプレゼンテーションをしていること。
- ② 福岡県内に事業所のある中小企業・ベンチャー企業であること。
- ③ 従業員(パート・アルバイト含む)を雇用していること。
- ④ 処遇改善宣言(次項参照)を行うこと。
- ⑤ 事業の取り組みにあたり、FVM協会コーディネーター等の支援をうけること。

※中小企業とは(中小企業基本法より)

- 製造業、その他・・・資本金3億円以下または従業員300人以下
- 卸売業・・・資本金1億円以下または従業員100人以下
- 小売業・・・資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業・・・資本金5,000万円以下または従業員100人以下

※日本に法人登録している外資企業で、上の範囲に該当する企業は中小企業とみなします。

※上の範囲に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する企業(みなし大企業)は対象に含みません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

※屋号を持っている個人は、中小企業とみなします。

※事業協同組合、企業組合、協業組合も対象に含みます。

※ベンチャー企業とは

- 創業前又は創業後15年以内であって、上の範囲に該当する中小企業

(2) 処遇改善宣言

- ① 展示商談会への出展の成果に応じ、従業員に対する処遇改善を行う旨の内容(処遇改善計画)を宣言すること。

〈処遇改善計画の例〉

- 商談成約による増収益の〇%を一時金(ボーナス)として支給します。
 - 従業員の賃金を〇%アップします。
 - 〇〇手当を新設します。(または)〇〇手当を〇%増加します。
- ② 処遇改善計画は従業員に必ず周知すること。
 - ③ 処遇改善内容(結果)の公表に同意すること。また、可能な限り展示商談会の結果も公表すること。ただし、営業上の秘密にあたるなど困難な場合はこの限りではありません。
 - ④ 事業実施結果についてのアンケート(成果報告書)を提出すること。
アンケートの提出は、出展3か月後、6か月後の計2回とします。
ただし、3か月以内に処遇改善が実施された場合は、その報告をもって完了とします。

6. その他、事業実施上の留意点

- (1) 商談会等へ不参加となった場合のキャンセル料については、取組事業者の負担となります。
- (2) 書類の提出期限を守らない、セミナーへの不参加など、非協力的な場合は、出展をお断りすることもあります。その場合のキャンセル料についても、取組事業者の負担となります。
- (3) 所得促進税制等、同一の対象(従業員)に対する国・県等の同様の支援の重複利用は不可とします。「(別表)雇用関係施策の重複利用可否一覧」を参考。
- (4) 本要領に定めのない事項については、福岡県商工会連合会と協議の上、別に定めることとします。

7. お問い合わせ先

フクオカベンチャーマーケット協会(事務局:福岡県商工部中小企業振興課新事業展開支援室)

Tel : 092-725-2729 Fax : 092-725-2796 E-Mail : ven@fvm-support.com

(別表)雇用関係施策の重複利用可否一覧

事業名		可否	理由	
雇用調整助成金	雇用調整助成金	△	雇用調整助成金は賃金助成の他に教育訓練費も助成するため、当該訓練費が本プロセスの事業費(委託費)と重複する場合があることから、この場合は併給調整。	
労働移動支援助成金	再就職支援奨励金	—		
	受入れ人材育成支援奨励金	△		
高齢者雇用安定助成金	高齢者活用促進コース	×		
	高齢者労働移動支援コース	○		
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金	○		
	高齢者雇用開発特別奨励金	○		
	被災者雇用開発助成金	—		
トライアル雇用奨励金		○		
障害者トライアル雇用奨励金	障害者トライアル雇用奨励金	—		
	障害者短時間トライアル雇用奨励金	—		
地域雇用開発助成金	地域雇用開発奨励金	△	本プロセスの事業費で設置・整備した施設・設備について助成内容が重複する可能性がある。	
	地域求職者雇用奨励金(経過措置)	△	本プロセスの事業費で設置・整備した施設・設備について助成内容が重複する可能性がある。	
	地域再生中小企業創業助成金(経過措置)	△	本プロセスの事業費で設置・整備した施設・設備について助成内容が重複する可能性がある。 なお、雇入れに係る費用の助成部分は、本プロセスの事業費と重複が考えられず併給可。(※創業支援金の教育訓練に係る経費は助成内容が重複する場合がある。)	
	沖縄若年者雇用促進奨励金	—		
通年雇用奨励金		△	本プロセスの事業費で職業訓練を実施した場合、助成内容が重複する可能性がある。賃金助成は併給可。	
派遣労働者雇用安定化特別奨励金		—		
均衡待遇・正社員化推進奨励金		×		
両立支援助成金	子育て短期時間勤務支援助成金		—	
	事業所内保育施設設置・運営等助成金		—	
	ポジティブ・アクション能力アップ助成金		△	賃金助成は、本プロセスの事業費の重複がないため併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
	中小企業両立支援助成金	中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)	—	
		中小企業両立支援助成金(休業中能力アップコース)	—	
		中小企業両立支援助成金(継続就業支援コース)	×	
		中小企業両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)	△	職場復帰した育児休業者に対し継続就労支援を行ったことに対する助成金であり、助成内容は、賃金引き上げ等の処遇を改善する目的でないため、本プロセスの事業費の重複が考えられず併給調整対象外。正社員復帰加算は、事業費が重複する可能性がある。
人材確保等支援助成金	建設労働者確保育成助成金	認定訓練コース(経費助成)	×	
		認定訓練(賃金助成)	—	
		技能実習コース(経費助成)	×	
		技能実習コース(賃金助成)	—	
		雇用管理制度コース(整備助成)	×	
		若年者に魅力ある職場づくり事業コース	×	
		建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)	×	
		建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成)	×	
		建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成)	—	

		新分野教育訓練コース(経費助成)	×		
		新分野教育訓練コース(賃金助成)	—		
		作業員宿舎等設置支援コース	—		
	中小企業労働環境向上助成金	団体助成コース	×		
		個別中小企業助成コース	△	雇用管理制度導入に係る費用の助成については、助成内容が重複する可能性がある。また、介護福祉機器等導入に係る費用の助成については、導入機を使用するための研修など、助成内容が重複する場合がある。	
キャリアアップ助成金	正規雇用等転換コース		○		
	人材育成コース		△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。	
	処遇改善コース		△	賃金を増額した場合に対する助成であり、併給可能。ただし、職務評価を活用し賃金を増額した場合は助成内容と本プロセスの事業費の重複するため職務評価の加算額については併給調整。	
	健康管理コース		△	有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入した場合は、助成内容と本プロセスと事業費が重複するため併給調整。	
	短時間正社員コース		○		
	短時間労働者の週所定労働時間延長コース		○		
キャリア形成促進助成金	一般型訓練		△	賃金助成は、本プロセスの事業費の重複がないため併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。	
	成長分野等人材育成コース		△		
	若年人材育成コース		△		
	グローバル人材育成コース		△		
	熟練技能育成・承継コース		△		
	認定実習併用職業訓練コース		△		
	自発的職業能力開発コース		△		
障害者雇用促進助成金	障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)		—		
	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金		△	障害者の雇入れの促進のため施設整備に係る費用を助成するものであり、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。	
	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金		—		
	精神障害者等雇用安定奨励金	精神障害者雇用安定奨励金(専門家の活用)		△	雇入れ助成であり、本プロセスの事業費との重複が考えられる。
		精神障害者雇用安定奨励金(専門家の養成)		△	訓練にかかる助成であり助成内容が重複する可能性がある。
		精神障害者雇用安定奨励金(社内理解の促進)		△	訓練にかかる助成であり助成内容が重複する可能性がある。
		精神障害者雇用安定奨励金(ピアサポート体制の整備)		△	精神障害者の職場環境に係る助成であり、助成内容と本プロセスの事業費が重複する可能性がある。
		精神障害者雇用安定奨励金(代替要因の確保)		△	精神障害者の職場環境に係る助成であり、助成内容と本プロセスの事業費が重複する可能性がある。
		精神障害者雇用安定奨励金(セルフケア)		△	訓練にかかる助成であり助成内容が重複する可能性がある。
重度知的・精神障害者職場支援奨励金		△	雇入れ助成であり、本プロセスの事業費との重複が考えられる。		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	障害者作業施設設置等助成金		△	簡易な施設整備等を実施した場合に、本プロセスの事業費と助成内容の重複が考えられる。	
	障害者福祉施設設置等助成金		△	〃	
	障害者介助等助成金		△	雇用管理のための助成であり本プロセスの事業費と重複が考えられる。	
	職場適応援助者助成金		△	障害者の職場適用に係る助成であり、本プロセスの事業	

			費と重複が考えられる。
	重度障害者等通勤対策助成金、	△	〃
	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	△	施設整備の助成であり、本プロセスの事業費と重複が考えられる。
	障害者能力開発助成金	△	障害者の訓練助成であり、本プロセスの事業費の重複が考えられる。
介護労働環境向上奨励金		△	雇用管理制度導入に係る費用の助成については、助成内容が重複する可能性がある。また、介護福祉機器等導入に係る費用の助成については、導入機を使用するための研修など、助成内容が重複する可能性がある。
成長分野等人材育成支援事業	成長分野等人材育成支援奨励金	×	
	震災関連人材育成支援奨励金	総合訓練コース	×
		OFF-JTコース	×
日本再生人材育成支援事業	非正規雇用労働者育成支援奨励金	△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
	正規雇用労働者育成支援奨励金	×	
	海外進出支援奨励金	×	
	被災地復興建設労働者育成支援奨励金	×	
	人材育成型労働移動支援奨励金(再就職コース)	△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
	人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)	△	賃金に係る助成は本プロセスの事業費と重複せず併給可能だが、訓練助成は、本プロセスの事業費の重複が考えられるため併給調整。
若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)	訓練奨励金	×	
	正社員雇用奨励金	×	
受給資格者創業支援助成金		×	
広域団体認定訓練助成金		×	
認定職業訓練実施奨励金		×	
業務改善助成金		△	業務改善に係る制度助成であり、本プロセスの事業費と助成内容の重複が考えられる場合がある。

※ 可否欄について、 ×…併給調整 △…併給調整される場合がある ○…併給可 -…併給調整対象外

(様式1)

平成26年 月 日

フクオカベンチャーマーケット協会
会長 鎌田 迪貞 殿

事業所名

代表者名

印

ベンチャー企業首都圏商談会出展支援事業にかかる事業申請書兼処遇改善計画書

ベンチャー企業首都圏商談会出展支援事業について、下記の内容にて申し込みます。

記

1. 取組事業者の概要

ふりがな 事業所名		ふりがな 代表者名	
所在地	〒		
TEL		創業・設立年月	年 月
業種 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 事業内容詳細: ※データ入力は、□をクリックして下さい。また選択業種にかかわらず、事業内容詳細を記入して下さい。		
会社形態 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他 () ※データ入力の場合は、□をクリックして下さい。その他の場合は、()にその形態を記入して下さい。		
従業員数	人	資本金	万円 年間売上高 万円

2. 処遇改善計画

希望する 支援内容	出展の形態	合同出展
	展示商談会の名称	新価値創造展2014
	主な出展商品の内容	
処遇改善 の内容		

3. FVM協会コーディネーター等の支援担当者(以下事務局記入欄)

担当者名		役職等	
TEL		FAX	
E-Mail			

(様式2)

平成 年 月 日

フクオカベンチャーマーケット協会事務局あて

ベンチャー企業首都圏商談会出展支援事業にかかる出展結果アンケート

1. 団体・取組事業者

団体名	フクオカベンチャーマーケット協会	担当者名	
取組事業者名			
今回報告内容	<input type="checkbox"/> 3か月報告	<input type="checkbox"/> 6か月報告	<input type="checkbox"/> 達成報告

2. 出展内容

商談会等の名称	
開催場所 (住所・会場名)	
開催期間	

3. 商談等の成果

①商談等の成立状況				
<input type="checkbox"/> 成立済み	件	<input type="checkbox"/> 商談継続中	件	<input type="checkbox"/> 成立なし
②商談成立による売上増加見込み(成立した商談による年間増加見込額等を記入して下さい。)				
③商談成立以外で、出展により得られた成果(自由にご記入下さい。)				

4. 従業員の処遇改善状況

宣言内容			
処遇改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済み	<input type="checkbox"/> 実施予定	<input type="checkbox"/> 未実施
実施内容 (未実施の理由)	※処遇改善実施済み、実施予定の場合にその具体的な内容、時期等を記入して下さい。 ※未実施の場合は、その理由を記入して下さい。		

記入例(様式1)

平成26年7月1日

フクオカベンチャーマーケット協会
会長 鎌田 迪貞 殿

事業所名 **株式会社 福官**

代表者名 **代表取締役 福岡 官兵衛** 印

ベンチャー企業首都圏商談会出展支援事業にかかる事業申請書兼処遇改善計画書

ベンチャー企業首都圏商談会出展支援事業について、下記の内容にて申し込みます。

記

1. 取組事業者の概要

ふりがな	かぶしきがいしゃ ふくかん	ふりがな	ふくおか かんべえ
事業所名	株式会社 福官	代表者名	福岡 官兵衛
所在地	〒 810-0001 福岡市中央区天神 1-11-17		
TEL	092-725-2729	創業・設立年月	平成3 年 11 月
業種 (該当に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 事業内容詳細: LED照明や太陽光発電シートなど環境製品の製造販売 ※データ入力は、□をクリックして下さい。また選択業種にかかわらず、事業内容詳細を記入して下さい。		
会社形態 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> 個人事業 <input checked="" type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> その他 () ※データ入力の場合は、□をクリックして下さい。その他の場合は、()にその形態を記入して下さい。		
従業員数	5 人	資本金	100 万円
		年間売上高	5,000 万円

2. 処遇改善計画

希望する 支援内容	出展の形態	合同出展
	展示商談会の名称	新価値創造展2014
	主な出展商品の内容	太陽光発電シート(軽量かつフレキシブルで防水シートと一体)
処遇改善 の内容	例1) 商談会において、商談成立した場合は、成約金額(見込み額)の10%を一時金として社員へ支給 例2) 商談会の結果、売上増となる金額の10%を特別手当として社員へ支給	

3. FVM協会コーディネーター等の支援担当者(以下事務局記入欄)

担当者名		役職等	
TEL		FAX	
E-Mail			

フクオカベンチャーマーケット協会事務局あて

ベンチャー企業首都圏商談会出展支援事業にかかる出展結果アンケート

1. 団体・取組事業者

団体名	フクオカベンチャーマーケット協会	担当者名	弁茶 太郎
取組事業者名	株式会社 福宮		
今回報告内容	<input checked="" type="checkbox"/> 3か月報告	<input type="checkbox"/> 6か月報告	<input type="checkbox"/> 達成報告

2. 出展内容

商談会等の名称	新価値創造展2014
開催場所 (住所・会場名)	東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-11-1)
開催期間	平成26年11月19日(水)~21日(金)

3. 商談等の成果

①商談等の成立状況			
<input checked="" type="checkbox"/> 成立済み	3件	<input checked="" type="checkbox"/> 商談継続中	10件 <input type="checkbox"/> 成立なし
②商談成立による売上増加見込み(成立した商談による年間増加見込額等を記入して下さい。)			
商談成立により月額約25万円、年間取引額約300万円の見込み。			
③商談成立以外で、出展により得られた成果(自由にご記入下さい。)			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域特産品を利用した商品をPRする事で、商品の安心・安全をバイヤーへ直接売込みが出来た。 ・バイヤーと名刺交換することにより今後は、改良商品及び新商品の売込みが出来る。 			

4. 従業員の処遇改善状況

宣言内容	例1) 商談会において、商談成立した場合は、成約金額(見込み額)の10%を一時金として社員へ支給 例2) 商談会の結果、売上増となる金額の10%を特別手当として社員へ支給		
処遇改善の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済み	<input type="checkbox"/> 実施予定	<input type="checkbox"/> 未実施
実施内容 (未実施の理由)	※処遇改善実施済み、実施予定の場合にその具体的な内容、時期等を記入して下さい。 ※未実施の場合は、その理由を記入して下さい。 例1)平成26年12月に従業員5名に対し、6万円の一時金を支給した。 例2)平成27年1月から1年間従業員5名に対し、毎月の給料に特別手当5千円を加算して支給予定。		